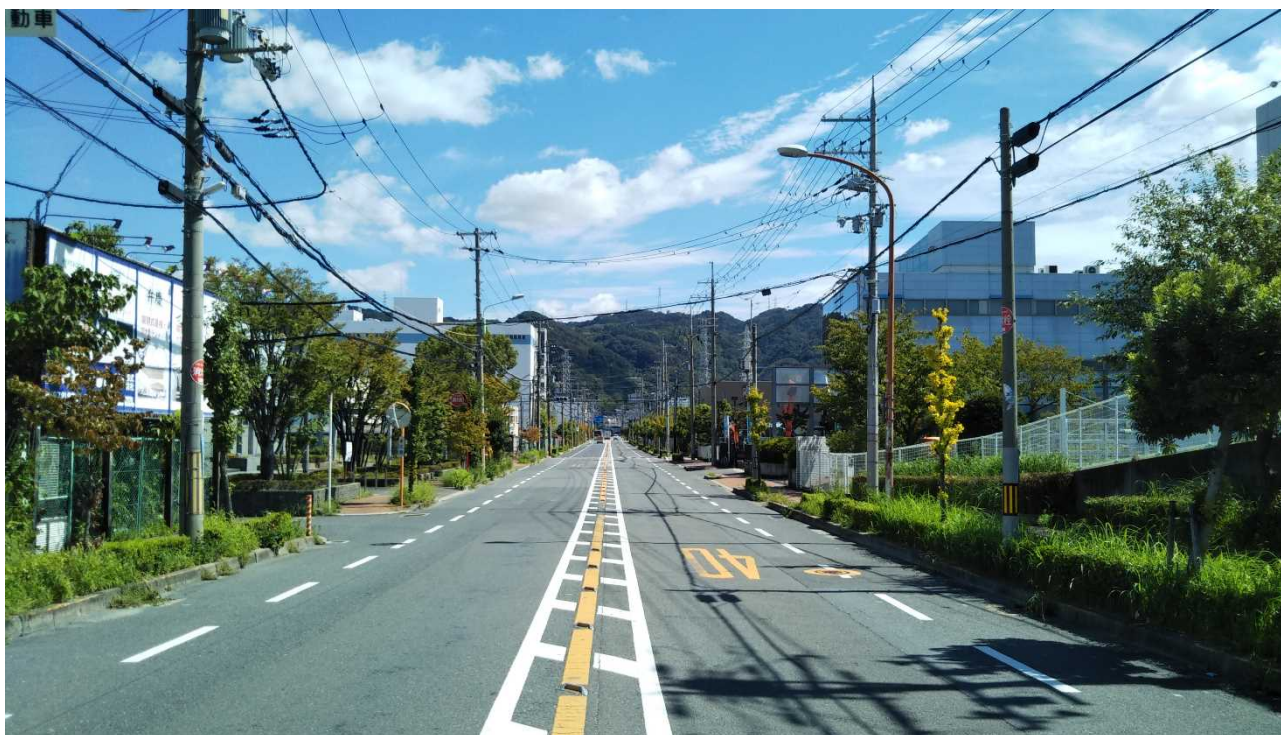


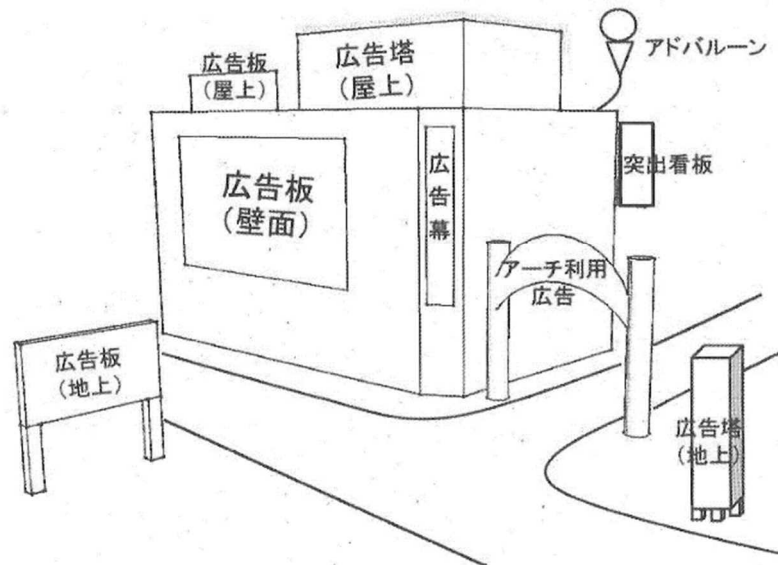
屋外広告物許可申請のしおり（自家用広告物編）

景観を保全するため、また屋外広告物による事故を防止するため、大阪府屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を表示または設置するときは、市長の許可が必要です。許可申請を必ず行いましょう。



1 屋外広告物の種類

【屋外広告物の種類】



2 許可区域

区域ごとに許可できる広告物が異なります。

大東市には大きく分けて5つの区域があります。区域は、用途地域や道路、国定公園などで決まります。

ご自分の建物の所在地が、どの区域に該当するか不明な場合は市にお尋ねください。

区域ごとに表示できる広告物の大きさなどが異なります。

ここでは、各区域の広告物の制限について、説明します。

禁止区域 ・ 許可区域

路線型表示制限区域 ・ 面型表示制限区域

路線型および面型表示制限が両方かかる区域

①禁止区域

第一種低層住居専用地域

規制を受けない広告物以外の広告物は、表示できません。詳しくは市にお尋ねください。

②許可区域

屋上広告物	たて：建物の高さの三分の二以内 よこ：建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内
その他の広告物	大きさ・高さの規定なし

③路線型表示制限区域

以下の路線の道路端より、500m 以内の区域

イ) 外環状線

ロ) 大阪生駒線（上り）JR との交差点から（下り）中垣内交差点まで

ハ) 中央環状線

制限緩和区域	近隣商業地域	屋上広告物	たて：建物の高さの三分の二以内 よこ：建物の幅の範囲内
一般制限区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 市街化調整区域	壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内
		その他の広告物	大きさ・高さの規定なし
		重点制限区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
壁面広告物	たて：建物の高さの二分の一以内 よこ：建物の幅の範囲内		
その他の広告物	大きさ・高さの規定なし		

④面型表示制限区域

外環状線より東側の区域

制限緩和区域	近隣商業地域	屋上広告物	たて：建物の高さの三分の二以内 よこ：建物の幅の範囲内
		壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内
		その他の広告物	大きさ・高さの規定なし
一般制限区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 市街化調整区域	屋上広告物	たて：建物の高さの三分の一以内 よこ：建物の幅の範囲内
		重点制限区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
		その他の広告物	大きさ・高さの規定なし

⑤ ③と④の区域が重複しているときは・・・

外環状線と大阪生駒線では、外環状線が優先されますので、外環状線道路端500mの部分は③の規制が優先されます。③をご覧ください。

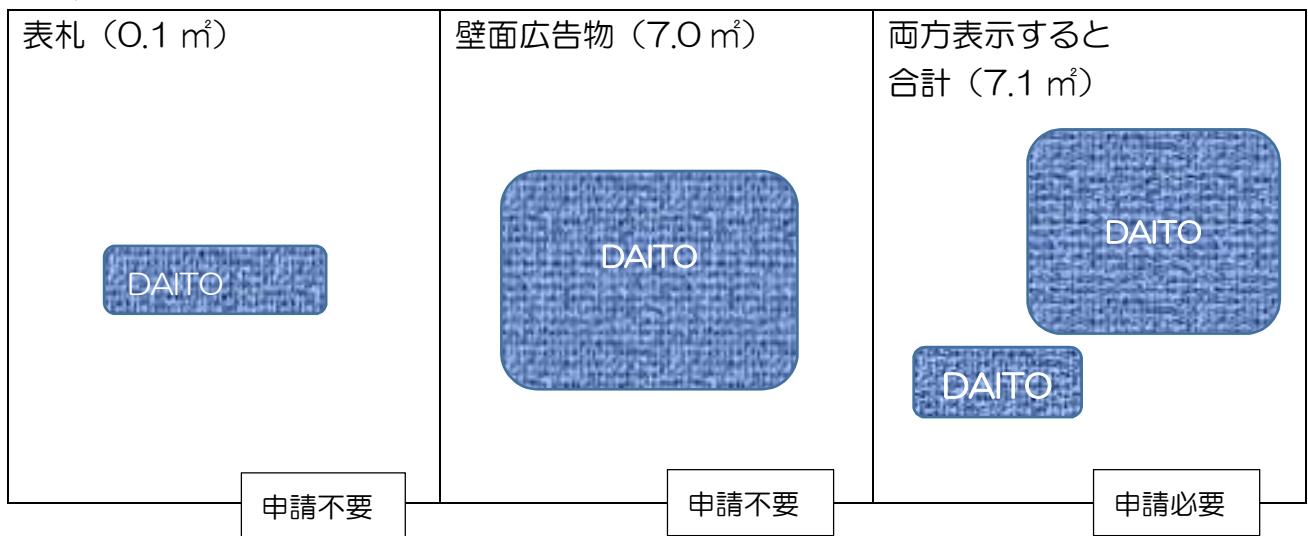
大阪生駒線については、③と④の両方の規制がかかり、次のようになります。

一般制限区域	第一種住居地域 準工業地域 市街化調整区域	屋上広告物	たて：建物の高さの三分の一以内 よこ：建物の幅の範囲内
		壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内
		その他の広告物	大きさ・高さの規定なし
重点制限区域	第一種中高層住居専用地域	屋上広告物	たて：建物の高さの三分の一以内 よこ：建物の幅の範囲内
		壁面広告物	たて：建物の高さの二分の一以内 よこ：建物の幅の範囲内
		その他の広告物	大きさ・高さの規定なし

3 許可手続きについて

ひとつの物件で合計して7㎡を超える屋外広告物を表示しようとする場合は、事前に屋外広告物許可申請をする必要があります。（審査には、二週間程度かかりますので、余裕を持って申請をしてください。）必要としない場合として、屋外広告物の面積の合計が7㎡以下の場合などがあります。

（例）



許可申請には許可手数料が必要で、二年ごとに更新をする必要があります。

（手数料）

※手数料は面積によって変わります。

2㎡未満	450円
2㎡以上5㎡以下	1,000円
5㎡を超え10㎡以下	2,000円
10㎡を超え15㎡以下	3,000円
5㎡増すごとに1,000円ずつ増額	

はじめての許可申請の際は、屋外広告物の意匠図（デザイン図のようなもの）や設計図が必要になりますので、屋外広告物の工事をした登録業者にご相談されることをお勧めします。

許可が下りると、シール状の許可証を交付いたします。このシールは許可を受けたあかしになるものです。必ず、広告物に貼るようにしてください。

広告物の位置などによっては許可証を貼ることができない場合もありますが、その場合は市に相談してください。



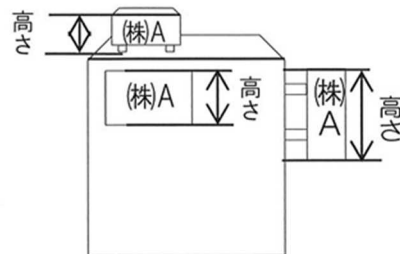
4 点検等について

広告物は、事業を広告するために非常に有用な手段です。しかし、その一方で、老朽化や管理の不十分な広告物は、落下したり吹き飛ばされたりする危険があります。

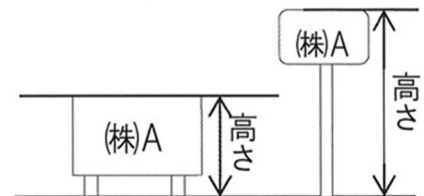
高さが4mを超える広告物については、有資格者による点検結果を報告する義務付けられています。その他の広告物も管理者による管理義務があります。

屋外広告士 特殊電気工事資格のうちネオン工事にかかる資格取得者 大阪府知事が認める広告物の安全点検に関する技能講習会の受講修了者
--

- 屋上広告
- 壁面看板



- 自立広告物



許可の必要のない広告物についても、管理者はじゅうぶんな管理を行い、事故を起こさないようにしましょう。万が一、事故が起きた場合は、至急、市にお知らせください。

5 除却について

すべての屋外広告物を除却された場合は、除却届出書の提出をしてください。
(除却届出書については、手数料は不要です。)一部を除却された場合、届出は不要ですが、変更許可申請が必要ですので、市までご連絡ください。

6 罰則等

また、許可を受けないで広告物を表示または設置した場合は、撤去等を命じられることがあります。

それに従わない場合は、1年以下の懲役や50万円以下の罰金に処せられることもあります。



環境課 環境指導グループ

電話 072-870-9621 (直通)